

新型インフルエンザ等対策特別措置  
法等の一部を改正する法律等の施行に  
伴う関係規則の整理に関する規則をこ  
こに公布する。

令和3年2月12日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第5号

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の 施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第1条 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和63年野田市規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成3年野田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(野田市市民活動団体支援補助金交付規則の一部改正)

第3条 野田市市民活動団体支援補助金交付規則(平成29年野田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この規則は、令和3年2月13日から施行する。